⑤　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づく分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑥　本工事は、i－Construction & Managementの一環として、ＩＣＴ技術の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事である。

2　競争参加資格　次に掲げる条件を満たしている単体有資格業者（以下「単体」という。）、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）、事業協同組合又は次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であること。ただし、特定ＪＶにおいては、「競争参加者の資格に関する公示」（令和元年５月24日付け独立行政法人水資源機構理事長）に示すところにより、独立行政法人水資源機構理事長から「思川開発導水路工事」に係る特定ＪＶとしての競争参加資格（以下「特定ＪＶとしての資格」という。）の認定を受けている者であること。

⑴　以下の各号に該当しない者であること。

①　契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

②　独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が発注した工事の請負契約において、本入札公告の日から過去２年以内に次のⒶからⒼまでのいずれかに該当する事実があると認められる者

Ⓐ　契約の履行に当たり、故意に工事を粗雑にした事実

Ⓑ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した事実

Ⓒ　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた事実

Ⓓ　監督又は検査の実施に当たり、役員又は職員の職務の執行を妨げた事実

Ⓔ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった事実

Ⓕ　受注者の責に帰すべき事由により契約解除をした事実

Ⓖ　ⒶからⒻまでのいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した事実

③　機構と締結した請負契約に基づく賠償金、損害金、違約金又はこれらの遅延利息を支払っていない者

④　会社更生法（平成14年法律第154号。以下同じ。）に基づく会社更生手続開始若しくは民事再生法（平成11年法律第225号。以下同じ。）に基づく再生手続開始がなされ一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていない者又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者

⑤　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

⑥　営業に関し法律上必要とされる資格を有しない者

⑵　機構における平成31・32年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち土木一式工事の認定を受けていること。ただし、本公告時に一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者についても、一般競争参加資格確認申請書及び一般競争参加資格確認資料（以下「確認申請書等」という。）を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時において、一般競争（指名競争）参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていること。

特定ＪＶとしての資格の認定を受けていない者についても、確認申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時において、特定ＪＶとしての資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていること。

⑶　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る再認定を受けていること。

⑷　経常ＪＶ及び事業協同組合又は特定ＪＶとして確認申請書等を提出した場合、その構成員は、単体又は他の特定ＪＶの構成員として確認申請書等を提出することはできない。

⑸　機構における一般競争（指名競争）参加資格業者のうち土木一式工事の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,250点以上であること。（⑶再審査に係る認定を受けた者にあっては、再審査に係る認定の際に、客観点数が1,250点以上であること。）

⑹　入札説明書に記載する条件を満たす施工実績を有すること。

⑺　入札説明書に記載する条件を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を契約締結の翌日から本工事に専任で配置できること。また、特定ＪＶによる申請の場合は、構成員毎に配置予定技術者を専任で配置できること。

⑻　単体、経常ＪＶ、事業共同組合及び特定ＪＶの代表者及び代表者以外の構成員は、確認申請書等の提出期限から開札時までの期間に、機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（以下「指名停止措置要領」という。）」に基づき利根川水系及び荒川水系関連区域において指名停止を受けている期間中でないこと。だだし、指名停止措置要領別表第１の措置要件に該当することによる指名停止については、本工事への参加を認めることがある。この場合、当該指名停止の期間に応じて技術点を減点する。

⑼　提出された技術提案書（以下「技術提案」という。）に関する提案内容が、発注者の設定している設計図書及び制約条件を満たしていること。

⑽　機構が発注した工事のうち、平成29年１月１日から平成30年12月31日までの２年間に元請けとして完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工種（土木一式工事）に係る工事成績評定表の評定点の年平均が２年連続で65点未満でないこと。

⑾　本工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員を言う。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑿　入札に参加しようとする者の間に①から③に示すいずれの関係にも該当しないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

なお、①から③に示すいずれかの関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間の連絡をとることは、競争契約入札心得第６条第２項の規定に抵触するものではない。

①　資本関係　以下のいずれかに該当する二者の関係をいう（子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。）。

Ⓐ　親会社と子会社の関係

Ⓑ　親会社を同じくする子会社同士の関係

②　人的関係　以下のいずれかに該当する二者の関係をいう（Ⓐの関係がある場合に、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。）。

Ⓐ　一方の会社の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係

１）　株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

イ　会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ロ　会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ハ　会社法第２条第15号に規定する社外取締役

ニ　会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

２）　会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

３）　会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

４）　組合の理事

５）　その他業務を執行する者であって、１）から４）までに掲げる者に準ずる者